

いそみ

練馬西法人会情報誌



2017.9.28 源泉部会 研修会

2017
秋

vol.108

法人会
消費税期限内納付
推進運動

練馬西法人会 新会員募集

《問い合わせ》事務局 TEL03-3923-7272

目次

- 社長さんこんにちは 2
- 支部・部会・委員会活動報告 4
- 税務署からのお知らせ 10
- 税理士会ニュース・行事案内 11
- 平成30年度税制改正要望事項 12
- お知らせ 16

社長さん こんにちは

企業訪問



Salon de enchanté
サロン・ド・アンシャンテ



大泉町三一六一九
電話〇三・三九二二・三六二六
代表
小池 健太郎

皆様の「いつもキレイ」をお手伝い。

「アンシャンテ」とはフランス語で「はじめまして」母が大切にしてきたグリーンのお店が美容室となつて生まれ変わりました。二〇一七年二月にオープンいたしました。私が美容師になつてから常に大切に思つていことは「いつもキレイでいてほしい。」心も身体もヘアスタイルも、その時だけではなくていつもキレイでいてほしいのです。美容院に来た時だけだけれどキレイに仕上がつていてもご自宅で思い通りにセットできなかつたり、髪の毛が痛んでしまつていたり、いつもこわい顔をしていては何もありません。お家に帰つても、次の美容院の日までずっとキレイを保てるようなスタイル作り、髪の毛を大切にダメージのケアをいたします。そのためご来店していただいた際施術に入る前には入念なカウンセリング

株式会社
マナカ



東大泉三一七一一五
電話〇三・三九三三・三五五六
代表取締役
眞中 勝明

G E K (元気・笑顔・感謝)

会社設立は平成五年三月で練馬区東大泉の地に根を下ろし十八年になります。来た当初は工事会社であり地域の方との交流もありませんでした。TOTTOが二十三区各区一店舗にて部品販売を切り口に地域密着の会社作りをという水彩工房を始めました。

今まで工事会社でしたがショールームも作り、地域密着、直接お客様と繋がりをと思いい水彩工房練馬大泉店をオープンしました。水彩工房を始めて十一年経ち近所のお客様、商店街の方々と仲良くさせて頂いております。

工事内容も水道工事だけではなく二十年より管工事の他に建築工事の許可を取り建築全般(リノベーション、リフォーム工事)やっております。社員も増えビルメンテナンソ会社、不動産会社、管理会社など直接工事を頂き施工しております。



より快適に暮らせる住まいづくりを提案します

グをし、お客様の髪の毛をしっかりと把握したうえで、スタイリングの提案、施術に入るよう心がけております。



アンティークとグリーンに囲まれたお店

店内は小さいながらもアンティークとグリーンに囲まれたプライベート空間で、極上の癒しをご提供したいと思ひ、お客様一人ひとりを大切に、温かくお迎えしております。ゆつたりとした雰囲気の中でしばし日常から離れ、優雅でリラックスしたひと時を過ごしていただきたいと思つております。これからも、もっとも地域の皆様への「いつもキレイ」をお手伝いしたい、そんな思いから salon de enchanté は作られました。

ミクロ精工株式会社



板橋区赤塚三一六一一
電話〇三・三九三八・七三五五
代表取締役
栗原 大悟

どんな難しいモノでも作りたい！

ミクロ精工株式会社は、医療機器をはじめ、精密部品、試作品等を製造する会社として、昭和四十六年に生まれました。具体的にどんなものを作っているのかと言うと、例えば、普段の生活の中で目にす

年間の工事件数も一、三〇〇件を超えるようになりましました。社員あつての会社であり会社あつての社員であるという意識の徹底が、会社を成長させる原動力、協力会社との関係でも同じことが言えると思ひます。毎月定例会という名の飲み会、年一回の社員旅行など社員、協力会社とのコミュニケーションを大事にしています。今まで、携わつてきた人、これから出会う人達の笑顔がみれるよう頑張つていきたいと思ひますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

株式会社
MEGCOMPANY



東大泉六一三四一十七
電話〇三・六九〇四・四三六〇
代表取締役
草間 恵子

バルーンの魅力でみんなを笑顔に。

平成二十五年十月、練馬区を最初の拠点として MEGCOMPANY を設立しました。太陽光発電やウオーターサーバーの販売から始まり、現在はアミューズメントパークの装飾や舞台公演のお祝いバルーン制作、イベントプロデュースなど六事業の展開をしております。当初より、販売はイベントブースでおこなつており、その際の集客アイテムがバルーンアートだったので、ブース全体をかわ

ることがない各種工場の製造ラインの機械部品、メーカーの研究開発の試作品から、病院の医療・手術器具、インプラント、認可が必要な器具の試作品や、カメラ部品・光学部品まで、皆様の生活の中で身近な製品の部品も制作して



幅広い材質で、様々な部品を制作

ます。弊社工場内に設置の工作機械を使用し、樹脂から超硬まで幅広い材質で、ロットから様々な部品を制作しています。

治具、検査具、部品の設計も承っております。また、現物を測定し図面化することもできますので、お困りのことがございましたら、是非ご相談ください。常日頃「こんな製品があつたらいいな」という想いをお持ちのお客様の期待に応えたいと感じ、より多彩な要求に応えられる技術を追求しています。様々な場所で「これは難しい！」と断られる内容のものでも、チャレンジしたいと思つて

います。また、お客様からのより幅広いニーズに応える為に、パートナーとして協力してくださる加工、設計、メッキ、コーティング等の加工業者様がいらつしゃいましたら、ご連絡ください。一緒に、お客様から「ありがとうございます」と言われる、真心のこもつた、より良い製品を作れたら幸いです。どうぞ宜しくお願い致します。

いく飾り付けたりと次第に技術が向上していき、他のブース出展者からも「やり方を教えて欲しい」などの声を聞くようになり、バルーンを使った装飾やイベントプロデュースはいろいろ！と感じ、三期末より新規事業として立ち上げました。



オーダーメイドのバルーンで空間を演出

特にイベントプロデュースに関しては、ブースの出店交渉からイベントの企画、当日の運営まで当社一括可能という点と、独自バルーンアートという点で多くの企業様から商品PRイベントのご依頼を頂けるようになりました。

また、Balloon Style (<https://megcompany.stores.jp/>) というネットショップの運営もしており、誕生日や記念日などに贈るバルーンギフトや、ホームパーティーなどの飾りつけキットの販売もおこなつております。

設立した時には思つてもみなかった事業展開ですが、日々を積み重ねる事で生まれたもの、取引先様や社員との出逢いから生まれたものだと感謝しております。今後とも挑戦し続けるスタンスを大切に、育てて頂いている地域の皆様へ感謝をしながら、社員全員の夢を叶える手助けをしていきたいと考えております。

第一・二・五支部合同研修会

「手ごたえのある生き方」

地域社会で人生を楽しく生きるコツ

七月五日(木)、第一・二・五支部合同研修会が勤労福祉会館に於いて開催されました。天候にも恵まれ、百三十五名(二支部三十六名、二支部四十一名、五支部五十八名)と、大勢の方々に参加して頂きました。

齊藤地区長の司会のもと、長谷川第二支部長、森副会長の挨拶の後、西税務署の上園第一統括官からご挨拶をいただきました。

その後、高橋第五支部長から新しい地区長の紹介が行なわれました。

研修会は、渡邊一雄氏をお迎えして、フィランソロピー(社会貢献)についてご講演を頂きました。

三菱セミコンダクターアメリカ社長として渡米した際に出会った「フィランソロピー」について、その重要性を、ご自身の経験を交え、軽妙な語り口で語って頂きました。

法人会においても地域に根ざした社会貢献活動に取り組みていますが、改めて、その重要性を認識することができました。



大勢の会員が参加しました

「子供から大人まで一緒に楽しめた研修会！」

七月九日(日)、五十一名の方々参加のもと、青年部会のバス研修を実施致しました。高橋会長・本橋青年部会担当副会長・森前青年部会担当副会長にもご参加を頂きました。当日は天候にも恵まれ、絶好のバス研修会日和となりました。

今回は、千葉県野田市にある「清水公園」を訪れ、フィールドアスレチックとバーベキューを楽しみました。

フィールドアスレチックは、子供から大人まで、幅広く楽しむことのできる本格的なコースで、参加された皆さまは、時間を忘れ夢中でチャレンジをされていました。「また来たい！」という声をたくさんのお子さんから聞けたのがうれしかったですね。

アスレチックの後は、バーベキューでの昼食タイム。皆さんアスレチックで体を動かした後



三遊亭大王の落語を一席

ご講演の後には社会人落語家、三遊亭大王として落語を一席、「替わり目」を演じて頂き、楽しい研修会になりました。

最後に高橋第一支部長の挨拶があり、研修会を終了しました。(平野喜芳)

青年部会 野外研修会

「子供から大人まで一緒に楽しめた研修会！」

清水公園でのアスレチック・バーベキュー終了後、途中道の駅に立ち寄り、皆さんそれぞれにお土産を購入され、無事にバス研修会終了となりました。なお、バス内では、小さなお子様が「税金クイズ」に積極的に参加して盛り上がりつつあったことが、大変印象に残っております。なお、今回は事前に、小松青年部会長・佐藤実行委員長ならびに松浦



参加した皆さん

バーベキュー会場

にて、清水公園のアスレチックの見学とバーベキュー食材の試食を行い、参加頂いたお子様たちにも喜んでもらえるよう、食材の追加等もしました。この経験は次回以降の企画にも是非活かしていきたいと感じました。

だった事もあり、おいしいお肉や野菜、ピザなど、盛りだくさんの料理を大いに楽しんでいらつしやいました。多くの方々にご参加頂いただけあって、バーベキュー会場も大変な盛り上がりとなりました。

第二支部 青少年育成野球大会

「少年野球、少女ソフトボール大会にメダルの贈呈」

次回もまた、たくさんの方々にご参加を頂き、また大いに楽しんで頂けるような企画をして参りますので、宜しくお願い致します。(松浦大介)



贈呈したトロフィーや盾

七月十五日(土)石神井小学校にて青少年育成石神井地区委員会主催の「第四十八回少年野球大会・第三十九回少女ソフトボール大会」が行われました。

当日は、体育部長星野茂氏(第二支部副地区長)の司会により開会式が行われ、山本会長の挨拶、石神井警察署長の挨拶、石神井公園商店街振興組合長の挨拶、当会第二支部長長谷川が激励の挨拶をさせて頂きました。その後力強い選手宣誓が行われて、大会が始まりました。



長谷川第2支部長の挨拶

次回は、体育部長星野茂氏(第二支部副地区長)の司会により開会式が行われ、山本会長の挨拶、石神井警察署長の挨拶、石神井公園商店街振興組合長の挨拶、当会第二支部長長谷川が激励の挨拶をさせて頂きました。その後力強い選手宣誓が行われて、大会が始まりました。

第四支部 特別講演会

「心豊かにリフレッシュした講演会」

七月十八日(火)東京信用金庫 武蔵関支店において第四支部の特別講演会を開催しました。

当日は受付開始前にゲリラ豪雨が降り、出席状況が心配されましたが、四十五名ご参加頂きました。

内田第一地区長の司会で、大森支部長挨拶、丸山担当副会長挨拶に続き、今回は税務研修会がなく、特別講演会のみにもかかわらず、村上第一統括官、河合上席調査官にもご出席を頂きご挨拶も頂きました。

講演会ですが、今回

(長谷川隆夫)



三遊亭わん丈さんの落語

は思われないような大人顔負けの素晴らしいプレーが目の前で繰り広げられ、熱戦が続きました。

十六日の閉会式にメダルの贈呈が行われ、子供達の笑顔や涙ありの素晴らしい大会でした。



村上第一統括官の挨拶

「新しい税務署長をお迎えして」

八月二日(水)勤労福祉会館において新しく着任された練馬西税務署平川伸一署長他幹部の方々をお迎えして、税務六団体主催合同意見交換会が開催されました。参加者は署の幹部、各団体の役員等約百十名を数えました。

税務六団体主催合同意見交換会

は橋本第四地区長のご紹介で三遊亭わん丈さんをお招きし落語をおこないました。わん丈さんは二十歳からバンドのヴォーカルとして活動。東京に訪れた際に寄席で落語に魅せられ、すぐに落語家になるため上京。滋賀県初の江戸落語家とこのことでした。「古典 動物園」、「新作 新ガマの油」、「古典 井戸の茶碗」の三演目を披露して頂きました。定番の落語から定番と新しいものの融合した新作落語まで、とてもテンポよく軽快にすすみ皆さんとても笑いが絶えませんでした。

笑うことは、免疫力を高め、ストレスも減らすという健康効果が注目されていますし、心理学上でも笑いにより幸福感が高まるという研究結果が出ているようですが、普段企業の経営者は忙しくストレスもあるなか、自分の心をより豊かにすることも必要で、その意味ではリフレッシュできた一時になったのではないのでしょうか。

その後の懇親会では、新規入会会員とのふれあいもでき、和やかに親睦を深められたと思います。(金山友也)

「新しい税務署長をお迎えして」

八月二日(水)勤労福祉会館において新しく着任された練馬西税務署平川伸一署長他幹部の方々をお迎えして、税務六団体主催合同意見交換会が開催されました。参加者は署の幹部、各団体の役員等約百十名を数えました。



第三支部研修会

九月六日(水)イベント会場「リプル」で第三支部研修会が開催されました。小雨・曇天の中を、他の支部からの参加者を含め五十四名が参加して下さり、丸山晶子副会長、新井友和監事、練馬西税務署の村上第一統括官の挨拶の後、元財務副大臣のすがわら一秀さんをお招きし「日本の未来を考える」をテーマに、町田光支部長が進行役となり、インタビュ形式での講義となりました。一千兆円を超える国債を発行している日本が破綻しないのはなぜか。国債は返

租税教育活動

和やかな雰囲気の中で懇親会が行われました。今回は税務署長他多くの署の幹部の交代があったことから特に熱心な名刺交換が行われ有意義な時間となりました。

なお、税務六団体とは、練馬西法人会、練馬西納税貯蓄組合連合会、練馬西青色申告会、東京小売酒販組合石神井支部、練馬西間税会、東京税理士会練馬西支部で構成されており、(事務局)

「税金〇×クイズと映画鑑賞会を開催」

八月六日(日)、夏休みの小学生を対象に「税金〇×クイズと映画鑑賞会」を関区民ホールで開催しました。

当日は父兄を含め、約一〇〇名が来場され、ご参加下さいました。

高橋会長・平川税務署長の挨拶から始まり、河合上席調査官による租税教室のあと、税金〇×クイズを実施。

全員参加型で行ったクイズは、イータ君とマイナちゃんの登場もあり、大変盛り上がりしました。

その後は長編アニメ映画「ペット」の鑑賞を行いました。

初めての試みで、課題が残る点もありましたが、終了後、実施



税務署の幹部と当会幹部
税制・源泉合同研修会は無事終了となりました。(井口 由美子)

「日本の未来を熱く語る！」

第三支部研修会

九月六日(水)イベント会場「リプル」で第三支部研修会が開催されました。小雨・曇天の中を、他の支部からの参加者を含め五十四名が参加して下さり、丸山晶子副会長、新井友和監事、練馬西税務署の村上第一統括官の挨拶の後、元財務副大臣のすがわら一秀さんをお招きし「日本の未来を考える」をテーマに、町田光支部長が進行役となり、インタビュ形式での講義となりました。

税制・源泉合同研修会

「扶養家族に関する改正のポイント。正しい経理処理について」

八月二十三日(水)勤労福祉会館において、税制委員会・源泉部会合同の研修会が参加人数五十六名という盛況の中、開催されました。来賓として練馬西税務署から村上第一統括官、花房上席調査官、河合上席調査官、本部より丸山担当副会長のご出席をいただきました。

最初に丸山担当副会長、続いて浅井源泉部会長、村上第一統括官より挨拶をいただきました。

第一部は毎年恒例の「税制改正について」。河合上席調査官より講演していただき



丸山税制委員長の挨拶
最初に丸山担当副会長、続いて浅井源泉部会長、村上第一統括官より挨拶をいただきました。

駅前清掃(公益事業委員会)

「第二回 駅前清掃」

九月九日(土)、今年度二回目の西武線四駅の駅前清掃を行い、総勢一〇一名のご協力をいただきました。

練馬西税務署より平川署長をはじめ、幹部



武蔵関駅前清掃の参加者



大泉学園駅前清掃の参加者



河合上席調査官
税理士の半谷先生
浅井源泉部会長の挨拶

第二部は浅井源泉部会長の講師紹介で始まり、講師は上総税理士法人で税理士の半谷英治先生をお迎えして「税務調査実例紹介」正しい経理処理」についての講演をしていただきました。税務調査の一般的な対応方法を説明していただいた後、税務署の方々に前にもやりにくいとのおっしゃりながら、税務調査官の方々はどんな点を見逃さないのか等について実例(講師自らが遭遇した様々な案件)を上げながら分かりやすく説明していただきました。

お話で聞く実例は、思わず笑ってしまう様



石神井公園駅前清掃の参加者



上石神井駅前清掃の参加者

青年部会 税務研修会

「役員報酬と交際費・法人会の成り立ち」

職員五名の参加を頂き、ありがとうございました。

この清掃活動を通じて、地域の皆様が法人会に興味を示すきっかけになればと思います。(本橋章一郎)

九月十三日(水)税務研修会が上石神井のゆめみらいCafeにて行われました。

当日は高橋会長、小松部会長をはじめ会員三十九名の参加者があり練馬西税務署からは池田副署長、村上第一統括官、河合上席調査官をお迎えしました。

また、東法連事務局より比留間課長、一色課長にも忙しい中お越しいただきました。

研修会は二部構成で、第一部は河合上席調査官より「役員報酬と交際費」という内容でご講義をして頂きました。「大泉にあるA不動

年部会 税務研作



全国法人会総連合専務理事 松崎也寸志様

産の社長が自宅のあの時の状況や場所などの違いにより交際費、臨時役員給与、旅費、交通費など仕訳科目が変わることがよくわかり勉強になりました。



役員報酬と交際費の説明を聞く部会員

第二部では全国法人会総連合専務理事松崎也寸志様の「法人会の成り立ちとこれから」という内容でご講義して頂きました。

二十一年に出来た石巻法人会が全国初の法人会だったという事や、それから全国に拡大していく過程、そして法人会としての意義などをわかりやすく説明していただき大変興味深く考えさせられた講義でした。

(内田達雄)

役員合同研修会

「我が国の経済・財政について」

九月二十九日(金)勤労福祉会館大会議室において役員合同研修会を開催しました。



平川伸一西税務署長

第二部の懇談会では高橋会長、本橋優申会会長の挨拶、池田副署長の乾杯挨拶があり、なごやかな雰囲気なかで交流が深められました。(事務局)

第六支部 税務研修会

「日本人のルーツを知る」

九月十五日(金)午後二時より西武信用金庫大泉支店会議室に四十六名の会員、地域の皆様が集い税務研修会を開催しました。



山崎第6支部長

開会の挨拶は山崎支部長、本部より荒井担当副会長の挨拶がありました。次に来賓として練馬西税務署より村上第一統括官、河合上席調査官の紹介と挨拶が行われ、続いて横山第一地区長、曾我第二地区長、佐藤第三地区長、松浦会計の紹介が行われました。



お集まり頂いた会員の皆様

十五分の休憩を取り公益社団法人日本モンゴル協会名誉顧問、櫻井守人氏による「日本人のルーツ」という演題で講演が行われました。

第四支部 親睦会

「東京おとなの遠足」

十月四日(水)会員二十名の参加で、近いのになかなか行く機会が少ない葛飾・柴又に行きました。



柴又帝釈天にて

電車を乗り継ぎ、柴又ではまず美味しいうなぎで昼食。その後、帝釈天や山本亭、寅さん記念館、そして矢切の渡しのある江戸川を散歩して、参道のおみやげ屋さんを楽しみ、のんびりとした一日となりました。(橋本好生)

第三十四回 法人会全国大会

「平成三十年度税制改正に関する提言決まる」

十月五日(木)福井県福井市の福井県産業会館において「第三十四回法人会全国大会(福井大会)」が全国から一、七五四名の会員が出席し盛大に開催されました。

第二十六回 東法連青連協 第四ブロックチャリティーゴルフ大会

「祝！団体戦四連覇」

九月二十七日(水)東法連青連協第四ブロックの青年部会員八十名が参加の下、高坂カントリークラブにてチャリティーゴルフ大会が開催されました。



4連覇達成メンバー

当会からは九名が参加致しました。天気にも恵まれたゴルフ日和で、参加された皆さんの笑顔が多く見られ、各自プレイを楽しまれました。

平成三十年度 税制改正に関するスローガン

○厳しい財政状況を踏まえ、国・地方とも行財政改革の徹底を！
○超高齢化社会に対応した社会保障制度を構築するため、適正な負担と大胆な受益の抑制を！
○地域経済と雇用の担い手である中小企業に、税制措置でさらなる活力を！
○中小企業は地域経済の要。本格的な事業承継税制の創設により事業の継続を！



全国大会に参加した正・副会長

て、現在の政治情勢を語っていただきました。話題の「希望の党」の在り方が主で、どうなっていくのか具体的なものはありませぬでした。第二部では、法人会活動で顕著な成績を収めた都・県法人会の表彰の後、平成三十年度税制改正に関する提言が報告された後、四項目のスローガンを掲げその実現を要請することに決定しました。

(事務局)

●●● 税理士会ニュース ●●●

今回は軽減税率対策補助金についてお話ししたいと思います。

軽減税率対策補助金とは、消費税軽減税率制度(複数税率)への対応が必要な中小企業・小規模事業者等の方々が、複数税率対応レジの導入や、受発注システムの改修などを行うにあたって、その経費の一部を補助する制度です。

補助額は、レジ一台あたり二十万円が上限、補助率は基本的には三分の二となりますが、一台のみ機器導入を行う場合でかつ導入費用が三万円未満の機器については補助率四分の三、タブレット等の汎用端末についての補助率は二分の一と補助率が異なります。また、商品マスターの設定や機器設置に費用を要する場合は、さらに一台あたり二十万円を上限に支援することになっていきます。複数台数申請については、一事業者あたり二百万円を上限としています。

補助金適用しますと、例えば六万円(税抜)のレジなら実質二万円(税抜)、二万八千円(税抜)の消費税率軽減税率制度は、平成三十一年一月一日から実施されますが、この軽減税率対策補助金の申請受付期間は平成三十年一月三十一日までとなっております。

複数税率対応レジの導入(改修)、受発注システムの自己導入型は平成三十一年一月三十一日までに申請、受発注システム・指定事業者改修型は同年一月三十一日までにシステム改修を終え、事業完了報告書を提出する必要があります。

レジ等の買い替えをご検討されている方は、ご検討されてみてはいかがでしょうか。



渡辺浩章 広報部長

公益事業委員会から
駅前清掃ご協力をお願い

ご家族お誘いあわせの上、ご協力の程、心よりお待ち申し上げます。
なお、清掃用具・ジャケット等は用意してあります。

集合場所：大泉学園駅南口 宝くじ売場 武蔵関駅南口
石神井公園駅北口 上石神井駅北口
日時：平成29年12月9日(土)
午前8時～9時

ご参加頂きました方には、「お飲み物」をご用意しております。毎年恒例行事の予定ですので、是非ご参加お願い致します!!

※雨天の場合 平成29年12月16日(土)



～平成30年度税制改正に関する提言～



前川区長に提言活動を行いました
原一秀代議士には、秘書の柴田幸子さんに畑河内事務局長が届けました。

（公社）練馬西法人会は、平成三十年税制改正に向け、前川練馬区長に提言活動を行いました。

平成二十九年十月二十七日(金)午後一時に練馬区長室会議室にて、練馬東法人会秋山会長、加藤・角副会長と高橋会長、森・荒井・本橋・井口・丸山副会長揃って、前川耀男練馬区長に「平成三十年度税制改正の提言書」をお願いしました。その後練馬区議会議長室に赴き、馬区議長に「平成三十年度税制改正の提言書」をお願ひしました。その後練馬区議会議長室に赴き、小林みつぐ区議会議長にお願いに行きました。

この度、再選された菅原一秀代議士には、秘書の柴田幸子さんに畑河内事務局長が届けました。

● 練馬区行事案内 ●

●大鳥神社 西の市

とき 一の酉 11月6日(月)・二の酉 11月18日(土)・三の酉 11月30日(木)

場所 大鳥神社(豊玉北) / 大鷲神社(石神井町)
年の暮れを知らせる風物詩の一つ。オオトリは大いに取り込むとの解釈で、開運と商売繁盛の神とされています。縁起物の熊手を売る市で深夜まで賑わいます。

●関のボロ市

とき 12月9日(土)・10日(日)

場所 本立寺(関町)

「年の市」「暮れの市」とも呼ばれ江戸時代から続いています。古物商も店を並べ、9日の夜はたくさんの万灯行列が練り歩きます。関のぼろ市は区の無形民俗文化財に登録されています。

問) 本立寺 03-3920-1384

● IMA寄席

とき 12月15日(金) 19時～(18:30 開場) 20:30 終演予定

場所 光が丘 IMAホール
春風亭正朝とその仲間たちによる落語
入場 / 100円(公演日当日に木戸銭をお支払いください。)
問) 光が丘 IMAホール 電話 3976-2000

紅葉スポット 見頃 11月上旬～12月上旬

● 光が丘公園

見事ないちょう並木がおすすめ

● 石神井公園

野鳥誘致林、記念庭園、池畔など



※平成29年10月25日現在の情報です。

練馬西税務署からのお知らせ

法定調書の e-Tax で!!



法定調書は書面のほか、① e-Tax 又は ② 光ディスク等(CD・DVD等)により提出することができます。

※法定調書の種類別に、前々年に提出すべきであった法定調書の枚数が1,000枚以上である法定調書については、平成26年1月1日以降、e-Tax 又は光ディスク等による提出が義務付けられています。

① e-Tax による提出

自宅やオフィス、税理士事務所などからインターネットを利用して法定調書や合計表の提出ができるので、税務署への送付や持参の必要がなく、大変便利です。

なお、e-Tax を利用する場合には、事前の届出が必要です。

●詳しくは、e-Tax ホームページ(www.e-tax.nta.go.jp)をご覧ください。

※e-Tax の利用に当たっては、e-Tax ホームページからダウンロードしてパソコンにインストールし使用する e-Tax ソフト(通常版)のほか、Web 上での入力により帳票の作成や提出ができる e-Tax ソフト(WEB 版)も提供しています。

② 光ディスク等による提出

大量の法定調書を提出する場合には、1枚のCD等で提出することができ、事務の省力化につながるなどのメリットがあります。

なお、e-Tax 又は光ディスク等による法定調書の提出が義務付けられていない方が、光ディスク等により法定調書を提出する場合には、税務署への事前の申請と税務署からの承認が必要です(e-Tax 又は光ディスク等による法定調書の提出が義務付けられている方が、光ディスク等により法定調書を提出する場合には、税務署への申請は必要ありません。)

また、光ディスク等には、所定の規格でデータを格納する必要があります。データの格納に当たっては、セキュリティの確保の観点から、データの暗号化(自己復号型)を行った上で提出することをお勧めいたします。

●詳しくは、国税庁ホームページ(www.nta.go.jp)をご覧ください。

給与・公的年金等の支払報告書及び
源泉徴収票の作成・提出は eLTAX が便利です!!

給与・公的年金等の支払をする事業者の方は、支払報告書を市町村に、源泉徴収票を税務署にそれぞれ提出する必要がありますが、平成29年1月以降は、地方税ポータルシステム(eLTAX)を利用すれば、支払報告書と源泉徴収票を一括作成し、送信することで、支払報告書は各市町村に、源泉徴収票は税務署に提出することが可能となります(「電子的提出の一元化」といいます。)

※ご利用に当たっては、e-Tax の利用者識別番号の取得や電子証明書の登録などの事前準備が必要です。

●詳しくは、eLTAX ホームページ(www.eltax.jp)

又は 国税庁ホームページ(www.nta.go.jp)をご覧ください。



法人会の「平成三十年度税制改正に関する提言」まとめ

超高齢化社会に対応した社会保障制度の構築と
中小企業に税制措置でさらなる活力を！

法人会の「平成30年度税制改正に関する提言」が、9月21日の公益財団法人全国法人会総連合(以下「全法連」)の理事会でまとまった。同提言は、会員企業からの要望意見、税制改正に関するアンケートなどをもとに税制委員会の審議を経て、取りまとめられたもので、「税・財政改革のあり方」「経済活性化と中小企業対策」「地方のあり方」「震災復興」などからなっている。

全法連では、全国80万会員の声として、財務省、総務省、中小企業庁、自民党、公明党および国会議員などに対して実現を求めて要望活動を行っている。

さらに、全国41都道府県連および440単位会でも、地元選出の国会議員、地方自治体の首長、議長あて広汎な要望活動を行っている。提言(要約)は次のとおり。

平成三十年度税制改正に関する提言(要約)

《基本的な課題》

I. 税・財政改革のあり方

1. 財政健全化に向けて

○真の財政健全化を達成するためには、プライマリバランス黒字化に向け規律ある具体的な道筋を明確に示し、着実に実行することが重要である。

(1)消費税率10%への引き上げは、財政健全化と社会保障の安定財源確保のために不可欠である。国民の将来不安を解消するために、「社会保障と税の一体改革」の原点に立ち返って、2019年10月の税率引き上げが

確実に実施できるよう、経済環境の整備を進めていくことが重要である。

(2)「骨太の方針2015」では、歳出面で2016年度から18年度までの3年間で政策経費の増加額を1.6兆円(社会保障費1.5兆円、その他0.1兆円)程度に抑制する目安を示した。この2年間においては目安を達成していることから、最終年度においても政策経費の抑制は確実に行うべきである。

(3)財政健全化は国家的課題であり、歳入、歳入の一体的改革によって進めることが重要である。歳入では安易に税の自然増収を前提とすることなく、また歳出については、聖域を設けずに分野別の具体的な削減の方策と工程表を明示し、着実に実行するよう求める。

(4)消費税についてはこれまで主張してきた

(6)企業の過度な保険料負担を抑え、経済成長を阻害しないような社会保障制度の確立が求められる。

3. 行政改革の徹底

○行政改革を徹底するに当たっては、地方を含めた政府・議会が「まず隗より始めよ」の精神に基づき自ら身を削らなければならない。

- (1)国・地方における議員定数の大胆な削減、歳費の抑制。
- (2)厳しい財政状況を踏まえ、国・地方公務員の人員削減と、能力を重視した賃金体系による人件費の抑制。
- (3)特別会計と独立行政法人の無駄の削減。
- (4)積極的な民間活力導入を行い成長につながる。

4. 消費税引き上げに伴う
対応措置

○消費税率10%への引き上げと同時に低所得者対策として軽減税率が導入されることになつていくが、10%程度までは単一税率が望ましいことを改めて表明しておきたい。これまでも指摘してきたように、軽減税率は事業者の事務負担が大きいうえ、税制の簡素化、税務執行コストおよび税収確保などの観点から極めて問題が多いからである。

(1)現在施行されている「消費税転嫁対策特別措置法」の効果等を検証し、中小企業が適

たとおり、税率10%程度までは単一税率が望ましいが、政府は税率10%引き上げ時に軽減税率制度を導入する予定としている。仮に軽減税率制度を導入するのであれば、これによる減収分について安定的な恒久財源を確保するべきである。

(5)国債の信託が揺らいだ場合、長期金利の急上昇など金融資本市場に多大な影響を与え、成長を阻害するうえ財政の悪化要因にもなる。政府・日銀には市場の動向を踏まえ、た細心の運営が求められる。

2. 社会保障制度に対する
基本的考え方

○社会保障分野では団塊の世代すべてが後

正に価格転嫁できるよう、さらに実効性の高い対策をとるべきである。

(2)消費税の滞納防止は税率の引き上げに伴ってより重要な課題となる。消費税の制度、執行面においてさらなる対策を講じる必要がある。

5. マイナンバー制度について
6. 今後の税制改革のあり方

II. 経済活性化と
中小企業対策

1. 法人実効税率について

○OECD加盟国の法人実効税率平均は約25%、アジア主要10カ国の平均は約22%となつており、我が国の税率水準は依然として高い。今般の税率引き下げの効果等を確認しつつ、国際競争力強化などの観点からさらなる引き下げも視野に入れる必要がある。

2. 中小企業の活性化に
資する税制措置

(1)中小法人に適用される軽減税率の特例15%を時限措置ではなく、本則化する。また、昭和56年以来、800万円以下に据え置かれていた軽減税率の適用所得金額を、少なくとも1,600万円程度に引き上げる。

(2) 租税特別措置については、税の公平性・簡素化の観点から、政策目的を達したもののや適用件数の少ないものは廃止を含めて整理合理化を行う必要があるが、中小企業の技術革新など経済活性化に資する措置は、以下のとおり制度を拡充し、本則化すべきである。なお、少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例措置の適用期限が平成30年3月末までとなっていることから、直ちに本則化することが困難な場合は、適用期限を延長する。

- ① 中小企業投資促進税制については、対象設備を拡充したうえで、「中古設備」を含める。
- ② 少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例については、損金算入額の上限(合計300万円)を撤廃する。

3. 事業承継税制の拡充

○我が国企業の大半を占める中小企業は、地域経済の活性化や雇用の確保などに大きく貢献しており、経済社会を支える基盤ともいえる。その中小企業が相続税の負担等により事業が継承できなくなれば、我が国経済社会の根幹が揺らぐことになる。先般、納税猶予制度の改正で要件緩和や手続きの簡素化などがなされたが、さらに抜本的な見直しが必要である。

(1) 事業用資産を一般資産と切り離した本格的な事業承継税制の創設

事業に資する相続については、事業従事を条件として他の一般財産と切り離し、非上場株式を含めて事業用資産への課税を軽減あるいは免

除する制度の創設が求められる。

(2) 相続税、贈与税の納税猶予制度について要件緩和と充実

上述の本格的な事業承継税制が創設されるまでの間は、相続税、贈与税の納税猶予制度について要件緩和と充実を図ることを求める。

- ① 株式総数上限(3分の2)の撤廃と相続税の納税猶予割合(80%)を100%に引き上げる。
- ② 死亡時まで株式を所有しないと猶予税額が免除されない制度を、5年経過時点で免除する制度に改める。
- ③ 対象会社規模を拡大する。

Ⅲ. 地方のあり方

○地方の活性化には、国と地方の役割分担を見直し、財政や行政の効率化を図る地方分権化が基本政策といえよう。その際に不可欠な理念として掲げねばならないのは、地方の自立と自助の精神である。深化段階に入った地方創生戦略を推進するうえでも同じことといえる。

○「ふるさと納税制度」にみられる特産品の返礼品競争については、あまりに安易な手法であり本格的な地方活性化戦略につながることは考えにくい。また、住民税は本来、居住自治体の会費であることから、この制度自体が地方税の原則にそぐわないとの指摘がある。例えば納税先を納税者の出身自治体に限定するなど「ふるさと納税」本来の趣旨に沿った見直しが必要であろう。

○地方交付税制度は国が地方の不足財源を保障する機能を有していることから地方の財政規律を歪めているとの指摘が多く、その改革が求められてきた。地方は必要な安定財源の確保や行政改革について、自らの責任で企画・立案し実行していくことが重要である。

- (1) 地方創生では、さらなる税制上の施策による本社機能移転の促進、地元の特性に根差した技術の活用、地元大学との連携などによる技術集積づくりや人材育成等、実効性のある改革を大胆に行う必要がある。
- (2) 広域行政による効率化の観点から道州制の導入について検討すべきである。基礎自治体(人口30万人程度)の拡充を図るため、さらなる市町村合併を推進し、合併メリットを追求する必要がある。
- (3) 国に比べて身近で小規模な事業が多い地方の行政改革には、「事業仕分け」のような民間のチェック機能を活かした手法が有効であり、各自治体で広く導入すべきである。
- (4) 地方公務員給与は近年、国家公務員給与と比べたラスパイルズ指数(全国平均ベース)が改善せずに高止まりしており、適正な水準に是正する必要がある。そのためには国家公務員に準拠するだけでなく、地域の民間企業の実態に準拠した給与体系に見直すことが重要である。
- (5) 地方議会は、大胆にスリム化するとともに、より納税者の視点に立つて行政に対するチェック機能を果たすべきである。また、高すぎる議員報酬の一層の削減と政務活動費の適正化を追求する必要がある。

める。行政委員会委員の報酬についても日当制を広く導入するなど見直すべきである。

Ⅳ. 震災復興

○東日本大震災からの復興に向けて復興期間の後期である「復興・創生期間(平成28年度〜32年度)」も2年目に入っているが、被災地の復興、産業の再生はいまだ道半ばである。今後の復興事業に当たってはこれまでの効果を十分に検証し、予算を適正かつ迅速に執行するとともに、原発事故への対応を含めて引き続き、適切な支援を行う必要がある。また、被災地における企業の定着、雇用確保を図る観点などから、実効性のある措置を講じるよう求める。

○昨年4月に起こった熊本地震についても、東日本大震災の対応などを踏まえ、適切な支援と実効性のある措置を講じ、被災地の確実な復旧・復興の実現等に向けて早急に取り組みねばならない。

V. その他

1. 納税環境の整備 2. 租税教育の充実

《税目別の具体的課題》

法人税関係

1. 役員給与の損金算入の拡充

- (1) 役員給与は原則損金算入とすべき
- (2) 同族会社も利益連動給与の損金算入を認めるべき

**2. 交際費課税の適用期限延長
3. 公益法人課税**

所得税関係

1. 所得税のあり方

- (1) 基幹税としての財源調達機能の回復
- (2) 各種控除制度の見直し
- (3) 個人住民税の均等割

2. 少子化対策

相続税・贈与税関係

1. 相続税の負担率はすでに先進主要国並みであることから、これ以上の課税強化は行うべきではない。
2. 贈与税は経済の活性化に資するよう見直すべきである。

- (1) 贈与税の基礎控除を引き上げる。
- (2) 相続時精算課税制度の特別控除額(2,500万円)を引き上げる。

地方税関係

1. 固定資産税の抜本的見直し

- (1) 商業地等の宅地を評価するに当たっては、より収益性を考慮した評価に見直す。
- (2) 居住用家屋の評価は経過年数に応じた評価方法に見直す。
- (3) 償却資産については、「少額資産」の範囲を国税の中小企業の少額減価償却資産(30万円)にまで拡大する。また、将来的には廃止も検討すべきである。
- (4) 国土交通省、総務省、国税庁がそれぞれの目的に応じて土地の評価を行っているが、行政の効率化の観点から評価体制は一元化すべきである。

その他

1. 配当に対する二重課税の見直し
2. 電子申告

提言の全文は「全法連ホームページ」でご覧いただけます。

<http://www.zenkokuhojinkai.or.jp/>

—— 東京法人会連合会 ——

◆◆ お知らせ ◆◆

新年賀詞交歓会のご案内

日時 平成三十年一月二十四日(水)
午後五時から七時三十分まで
受付 午後四時より

場所 ホテル カデンツァ光が丘
地下二階「ラ・ローズ」
練馬区高松五十八
TEL 五三七二―四四二一

会費 一〇、〇〇〇円

決算法人説明会

平成二十九年十一月二十九日(水)
平成三十年一月十八日(木)
時間…十三時三十分～十六時
会場…練馬西税務署二階大会議室

新設法人説明会

平成二十九年十一月二十七日(月)
時間…十三時三十分～十六時
会場…練馬西法人会事務局会議室

チャリティイーゴルフ募金

十月十三日(金)に行われた、地域交流チャリティイーゴルフ大会にて集まった募金を十月二十七日(金)前川練馬区長に「九州北部豪雨災害被災者」宛に義援金二十五万三千三十一円を寄付。



前川練馬区長と当会役員

公益事業委員会から

使用済みインクカートリッジと切手収集のお願い

公益事業委員会で実施しているジョイセフへの使用済み切手の寄付ですが、メール便でのやり取りが増えたことに伴い、切手の収集が難しくなっております。

そこで「**インクカートリッジの収集**」も行うこととなりました。

使用済みのインクカートリッジも、切手同様発展途上国の人々の医療の為に役立てられます。

ぜひ、捨てずに支部役員あるいは事務局にお届けください。

■以下の点にご注意ください

1.各メーカーの家庭用のプリンターに使われている使用済みのインクカートリッジが対象です。

※**業務用のインクカートリッジは対象外です。**

2.カートリッジの中にインクが残っている場合は、インクが漏れないようにビニール袋に入れてお届けください。

誰でも簡単に出来る
ボランティアです。



◀使用済み切手
消印は切らずにお持ちください。



◀使用済みインク
カートリッジ

締切り 平成30年2月末日まで

編集後記

この度広報委員長に任命されました、荒井です。宜しくお願ひ致します。

前任では厚生共益事業と女性部そして第六・七支部を担当しておりました。多くの部署を兼任する事で忙しい思いをした事が記憶に残っております。そして今回、広報委員会という事ですが…

どの部署であれ広報と部署の大切さは私なりに理解しているつもりですが「情報誌いずみ」は練馬西法人会の顔でありますし責任の重大さを痛感します。

前任者の小室由紀子様、長い間ご苦勞様でした。大変な思いをされた事と思います。

実質的には今回の一〇八号より私たちメンバーの最初の発刊となる訳ですが、私一人で進めていけるものではなく広報委員会の皆さんの叡知をお借りして成し遂げられるものと思っております。

練馬西法人会の多くの皆様の声を反映させ、関心を持っていただく事をモットーに一丸となって頑張っていきたいと思っておりますので宜しくお願ひ申し上げます。

広報委員長 荒井 秋海



第 108 号

発行日

平成29年11月20日

発行所 公益社団法人
練馬西法人会

東京都練馬区東大泉6-47-15

電話 03(3923)7272

FAX 03(3923)7285

eメール nerimani@a1.mbn.or.jp

http://www.nerimanishi-houjinkai.or.jp

発行責任者 高橋 利充

編集責任者 荒井 秋海



本誌は、環境にやさしい再生紙・大豆油インクを使用しております。

（公社）練馬西法人会員

←ここを切り取って法人税確定申告書にお貼りください。